

東京大学スポーツ先端科学連携研究機構内規

令和3年5月12日制定

令和6年5月 8日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学スポーツ先端科学連携研究機構（以下「機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、スポーツ・健康科学分野及び関連諸分野における研究を推進し、国内外の大学・研究機関等との連携拠点の役割を果たすとともに、その学術成果を学生の教育及び広く社会に還元し、もって本学における研究・教育の発展及び現代社会における諸課題の解決に資することを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ・健康科学分野及び関連諸分野に関する研究の全学的・学際的推進
- (2) スポーツ・健康科学分野及び関連諸分野に関する教育の支援
- (3) 国内外の大学・研究機関等との連携（共同研究を含む。）の推進
- (4) 機構における研究及び教育に必要な会議の開催
- (5) 機構における研究成果の社会への還元
- (6) その他前条の目的達成のために必要な業務

(組織等)

第4条 機構は、別表に掲げる部局に所属し、当該部局から選出された教職員をもって構成する。

- 2 機構に、機構長及び副機構長若干名を置く。
- 3 機構長の選考については、第1項に掲げる本学教員のうちから、次条第1項に定める運営委員会の議を経るものとする。
- 4 副機構長は、機構長を補佐するものとし、第1項に掲げる本学教員のうちから機構長が指名する。
- 5 機構長及び副機構長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 機構長及び副機構長が欠けた場合における後任の機構長、副機構長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 機構に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(顧問)

第6条 機構に顧問を置くことができる。

2 顧問は、機構長の諮問に応え、機構の運営に関し助言し、または意見を述べる。

3 顧問は、識見を有する学外者のうちから、運営委員会の議を経て、機構長が委嘱する。

4 顧問に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 機構に関する事務は、教養学部等事務部で行う。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年5月12日に施行し、令和2年12月1日から適用する。

附 則

1 この内規は、令和6年5月8日から施行する。

2 この内規の施行の際現に任命されている機構長、副機構長の任期は、第4条第5項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

別表

医学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
総合文化研究科
教育学研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
医科学研究所
生産技術研究所

定量生命科学研究所
先端科学技術研究センター
未来ビジョン研究センター
情報基盤センター